

川崎市公告第742号

大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定に基づき、大規模小売店舗の廃止の届出がなされたので、同法第6条第6項の規定により次のとおり公告します。

令和6年4月9日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
太田ビル
川崎市多摩区生田二丁目1番1号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
有限会社太田ホーム
川崎市多摩区生田一丁目10番6号
代表取締役 太田 恵子
- 3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
1,069㎡
- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0㎡
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000㎡以下となる日
令和6年1月28日
- 6 変更する理由
店舗建て替えのため
- 7 届出の年月日
令和6年4月5日